

## 公告

### 『災害時における災害応急対策業務に関する協定』締結の公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料を作成し提出をお願いします。

技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力で「地域貢献度（災害協定等の有無）」の項目で加算評価されます。また、当該協定に基づき契約し、災害応急対策業務（防災訓練を除く）を行うと「地域貢献度（災害協定に基づく活動実績の有無）」の項目に加算評価されます。

令和5年10月5日

国土交通省 関東地方整備局  
東京国道事務所長

石井 宏明

### 記

#### 1. 協定の概要

(1) 名称 災害時における災害応急対策業務に関する協定

(2) 目的 本協定は、国土交通省関東地方整備局東京国道事務所が管理または工事中の施設等が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生または発生の恐れがある場合において、災害応急対策業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力等について、双方がその確保及び動員の方法を定め、被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(3) 内容 協定書案(別紙-1)及び協定区間図(別紙-2・3)は別添資料のとおり

(4) 期間 令和5年12月1日から令和6年8月31日まで

#### 2. 応募資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和5・6年度一般競争

(指名競争)入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事又は橋梁補修工事のいずれかに認定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)

- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 東京都内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 平成20年4月1日以降に、東京都内で元請けとして完成・引渡しが完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事又は橋梁補修工事のいずれかの施工実績を有すること。(経常建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

(1) 技術資料の作成は次表のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項
1) 工事の施工実績 【様式-2】	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成20年4月1日以降に東京都内で元請けとして完成・引渡しが完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事又は造園工事又は橋梁補修工事の施工実績のうち代表的なものを1件記載すること。</li> <li>② 可能な限り国土交通省発注工事(成績60点未満のものを除く)から選定する。</li> <li>③ CORINSの写し(登録されていない場合は、契約書の写し)を添付する。</li> <li>④ 施工実績がない場合は協定を締結しない。</li> </ul>
2) 他機関との災害 応急対策に関する 協定又は契約の締 結状況 【様式-3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 他の公共機関との間において、東京国道事務所と同様若しくは類似する災害協定又は契約を締結(予定も含む)している場合は記載する。</li> <li>② 複数締結している場合はすべて記載する。</li> <li>③ 他機関との要請が重複した場合の体制が不明確な場合は協定を締結しない。</li> </ul>

<p>3-1) 協定締結希望区間（地震時）と希望理由 【様式-4】</p>	<p><b>【道路啓開区間】</b></p> <p>① 協定区間は協定区間図（別紙-2）を参考に希望する協定区間を記載し、その希望理由を記載すること。</p> <p>② 希望する協定区間の道路啓開開始場所を記載すること。開始場所は、希望する区間の任意の主要交差点（幹線道路等と交差する交差点）とすること。</p> <p>③ 地震発生から道路啓開開始場所での啓開開始までの所要時間を記載すること。</p> <p><b>【道路巡回区間】</b></p> <p>① 道路巡回区間は希望する協定区間上の希望する任意の範囲とし、その理由を記載すること。</p> <p>希望する道路巡回区間は主要交差点（幹線道路等と交差する交差点）間とすること。開始場所は、希望する区間の任意の主要交差点（幹線道路等と交差する交差点）とすること。</p> <p>② 地震発生から道路巡回開始場所での巡回開始までの所要時間を記載すること。</p> <p><b>【協力可能な建設資機材】</b></p> <p>① 協定期間中、東京国道事務所に協力できる建設資機材の保有状況<sup>注1)</sup>を記載すること。</p> <p>② 記載内容は、建設資機材毎に名称、規格、数量、保管場所を記載すること。</p> <p><b>【協力可能な要員】</b></p> <p>① 協定期間中、東京国道事務所に協力できる技術者（土木施工管理技士等の資格を保有し監督出来る者）、作業員等の要員の状況<sup>注1)</sup>を記載すること。</p> <p><b>【共通】</b></p> <p>① 道路啓開開始場所、道路巡回区間及び道路巡回開始場所、建設資機材の保管場所を平面図又は道路地図等に記載し提出すること。</p> <p>注1) 東京国道事務所に協力できる建設資機材・要員を記載し、他機関との災害応急対策に関する協定又は契約で提供する建設資機材・要員は含めないこと。</p>
<p>3-2) 協定締結希望区間（地震時以外）と希望理由 【様式-5】</p>	<p>① 協定区間は協定区間図（別紙-3）を参考に希望する協定区間を記載し、その希望理由を記載すること。</p>

## (2) 技術資料の提出

- ① 様式を東京国道事務所ホームページ(※)からダウンロードにより、入手すること。

※東京国道事務所ホームページアドレス：

<http://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku>

- ② 技術資料は下記の受付期間に提出先アドレス宛提出するものとし、郵送、電送及び持参によるものは受け付けない。

・受付期間

令和5年10月5日から令和5年11月7日18時00分まで。

・提出先メールアドレス

[ktr-toukoku-cloud@mlit.go.jp](mailto:ktr-toukoku-cloud@mlit.go.jp)

- ③ 提出資料は下記のとおりとする。

なお、一度に送付できるデータは5MBまでとし、5MBを超える場合は分割して送付すること。

・PDFデータ式

様式1～5、その他添付資料を一つのデータにまとめて提出すること。

※表紙(様式-1)を1頁とした通し番号を全頁数表示すること。

※頁の記載例：1/〇〇～〇〇/〇〇

・エクセルデータ式

様式-1～5を提出すること。

## 4. 協定締結に関する事項

### (1) 協定締結者の選定方法

協定締結者の選定は、「2. 応募資格」を満たさない者や、「3. 技術資料の作成及び提出に関する事項」に示す協定を締結しないこととした者以外から決定をするものとする。

なお、協定締結予定者数(各区分2社)を超える応募があった場合は、くじにより協定締結者を選定する。

くじ引きの日程等については、必要が生じた際に対象者へ連絡する。

- (2) 提出された技術資料についてヒアリングを行うことがある。その場合は別途連絡する。(令和5年11月上旬を予定)

### (3) 協定締結者への通知

①通知方法：書面をもって東京国道事務所長から通知する。

②選定通知：令和5年11月下旬頃の発送予定で郵送する。

## 5. 非選定理由に関する事項

- (1) 技術資料を提出した者のうち協定締結者として選定しなかった者に対して

は、選定しなかった旨の通知とその理由（非選定理由）を書面により東京国道事務所長から通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面（様式自由）により、東京国道事務所長に対して非選定理由の説明を求められることができる。

(3) (2)の書面は下記アドレス宛提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

・提出先メールアドレス

ktr-toukoku-cloud@mlit.go.jp

(4) (2)の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

## 6. 実施上の留意事項

(1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) ヒアリングの低減に向け、技術資料は正確、丁寧にわかりやすく記載すること。

(3) 提出された技術資料は、協定締結者選定及び協定の基礎資料としての目的以外で使用することはない。

(4) 技術資料に虚偽の記載をした者は、審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする。

(5) 提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 提出された技術資料は返却しない。

(7) 本資料は、技術資料作成以外の目的で使用しないこと。

(8) 技術資料の作成に関する問い合わせは、書面（自由様式）にて質問を受け付ける。

なお、質問書に対する回答は東京国道HP

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/>) に掲載するものとする。

・質問書提出先：3. (2)②技術資料提出先と同様とする

・提出期限：令和5年10月12日まで

・質問書に対する回答：令和5年10月25日までに東京国道事務所HPに掲載。